



熊本県公報

第 1 2 1 8 5 号
平成 25 年 2 月 1 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨………… (くらしの安全推進課) 1
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (") 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域変更…………… (") 5
- 道路の区域変更…………… (") 5
- 道路の区域変更…………… (") 6

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村から
の意見…………… (商工振興金融課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村から
の意見…………… (") 6
- 建築許可に係る公開による意見の聴取…………… (建築課) 7
- 換地処分…………… (農地整備課) 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 7
- 保安林の皆伐限度面積の公表…………… (森林保全課) 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 8
- 平成25年度における治山・林道事業の業務委託に係る指名競
争入札参加希望調査…………… (技術管理課) 8
- 県有財産の売却…………… (管財課) 13

登 載 依 頼

- 平成24年度熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健
福祉推進部会の会議(第2回)の開催…………… (熊本県社会福祉審議会) 14
- 全長15センチメートル以下のマダいの採捕禁止
…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 15
- 平成24年度熊本県立美術館協議会の開催…………… (文化課) 15

告 示

熊本県告示第96号
介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援
事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成25年2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所このは 玉名郡玉東町大字山口8番地13	合同会社山本介護支理事 務所	平成25年1月21日

熊本県告示第97号
熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第5条第1項の規定により
少年に優良な興行として平成25年1月24日次のように推奨したので、同条第2項の規
定により公示する。
平成25年2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
推奨映画	だいじょうぶ3組（東宝）	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第98号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
楽寿 ホームヘルパーステーション 八代市川田町東1048番地16	株式会社静波 八代市川田町東1048番地16	平成25年1月15日

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
楽寿 デイサービスセンター 八代市川田町東1048番地16	株式会社静波 八代市川田町東1048番地16	平成24年12月28日
リハステーションRICHIE 天草市川原町7番29-3号	株式会社リハビリテーションコムラッド 天草市川原町7番29-3号	平成25年2月1日

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
福祉用具貸与販売事業所 株式会社 静波 八代市川田町東1048番地16	株式会社静波 八代市川田町東1048番地16	平成25年1月15日

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
楽寿 ホームヘルパーステーション 八代市川田町東1048番地16	株式会社静波 八代市川田町東1048番地16	平成25年1月15日

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
楽寿 デイサービスセンター 八代市川田町東1048番地16	株式会社静波 八代市川田町東1048番地16	平成24年12月28日
リハステーションRICHIE 天草市川原町7番29-3号	株式会社リハビリテーションコムラッド 天草市川原町7番29-3号	平成25年2月1日

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
福祉用具貸与販売事業所 株式会社 静波	株式会社静波 八代市川田町東1048番地16	平成25年1月15日

八代市川田町東1048番地1 6	6	
---------------------	---	--

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
福祉用具貸与販売事業所 株式会社 静波 八代市川田町東1048番地1 6	株式会社静波 八代市川田町東1048番地1 6	平成25年1月15日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
福祉用具貸与販売事業所 株式会社 静波 八代市川田町東1048番地1 6	株式会社静波 八代市川田町東1048番地1 6	平成25年1月15日

熊本県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護事業所エルスリー熊本 宇城 宇城市松橋町曲野2528番地1	株式会社エヌ・ビー・ラボ 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目101番1号 クロスゲート7階	平成24年12月1日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
このはりハビリ倶楽部 玉名郡玉東町大字山口8番地13	合同会社山本介護支援事務所 玉名郡玉東町大字山口8番地13	平成25年1月7日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
このはりハビリ倶楽部 玉名郡玉東町大字山口8番地13	合同会社山本介護支援事務所 玉名郡玉東町大字山口8番地13	平成25年1月7日

熊本県告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	

Q C C 天草	天草市今釜新町 3 5 5 9 番地	事業所所在地		平成 2 5 年 1 月 5 日
		天草市本渡 町広瀬 5 番 地 4 7 木 原アパート 1 階テナン ト 1 号	天草市今釜新 町 3 5 5 9 番 地	

(介護予防福祉用具貸与)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
Q C C 天草	天草市今釜新町 3 5 5 9 番地	事業所所在地		平成 2 5 年 1 月 5 日
		天草市本渡 町広瀬 5 番 地 4 7 木 原アパート 1 階テナン ト 1 号	天草市今釜新 町 3 5 5 9 番 地	

(特定福祉用具販売)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
Q C C 天草	天草市今釜新町 3 5 5 9 番地	事業所所在地		平成 2 5 年 1 月 5 日
		天草市本渡 町広瀬 5 番 地 4 7 木 原アパート 1 階テナン ト 1 号	天草市今釜新 町 3 5 5 9 番 地	

(特定介護予防福祉用具販売)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
Q C C 天草	天草市今釜新町 3 5 5 9 番地	事業所所在地		平成 2 5 年 1 月 5 日
		天草市本渡 町広瀬 5 番 地 4 7 木 原アパート 1 階テナン ト 1 号	天草市今釜新 町 3 5 5 9 番 地	

熊本県告示第 1 0 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 2 月 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇郡南阿蘇村河陽字橋場 9 3 9 5 番 1 地先から	前	7.5	287.0	単道改
		同所 5 4 8 3 番 4 地先まで		26.9		
				10.9		

			後	～ 26.9	287.0	
		阿蘇郡南阿蘇村河陽字橋場 5 4 2 3 番 1 地先から 同所	前	7.5 ～ 10.8	127.0	
		5 5 0 0 番 2 地先まで		後	14.2 ～ 47.2	71.0
		阿蘇郡南阿蘇村河陽字橋場 5 5 0 0 番 2 地先から 阿蘇郡南阿蘇村河陽字木落 5 5 0 1 番地先まで	前		6.5 ～ 16.4	130.0
			後	11.2 ～ 25.3	130.0	
		阿蘇郡南阿蘇村河陽字木落 5 5 0 3 番 6 地先から 同所	前	13.0 ～ 39.7	124.0	
		5 5 0 3 番 9 地先まで		後	14.5 ～ 24.4	125.0
					5.5 ～ 8.6	73.0

2 区域を変更する期日 平成 25 年 2 月 1 日

熊本県告示第 102 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 2 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	菊池市泗水町亀尾字中出 2 9 9 1 番地先から 菊池市泗水町亀尾字北畑 2 7 3 9 番 1 地先まで	前	7.6 ～ 22.8	559.0	一括交安（歩道整備）
			後	11.9 ～ 32.3	558.0	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 2 月 1 日

熊本県告示第 103 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 2 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大野下停車場西照寺線	玉名市岱明町西照寺字口ノ坪 4 3 3 番 1 地先から 同所 4 5 9 番 1 地先まで	前	5.7 ～ 11.3	140.0	2 4 条 工事（ 仮設道 路）
			後	5.7 ～ 11.3	140.0	
				2.8 ～ 5.0	140.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 5 年 2 月 1 日

熊本県告示第 1 0 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 2 月 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道道	熊本玉名線	玉名市天水町竹崎 9 5 7 番 1 地先から 同所 9 4 2 番地先まで	前	10.5 ～ 10.9	222.0	2 4 条 工事
			後	11.4 ～ 40.0	222.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 5 年 2 月 1 日

公 告

熊本県公告第 5 4 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により平成 2 4 年 8 月 3 1 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により人吉市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 2 5 年 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス人吉店
人吉市中林町字広鶴 1 8 9 8 - 1 ほか
- 2 人吉市の意見の概要
搬出入車両の入出庫時において早朝の時間帯も含まれるため、周辺地域に対する環境保全（騒音、排気ガス等の抑制）に配慮をお願いする。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県球磨地域振興局総務部総務振興課
平成 2 5 年 2 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 1 日まで

熊本県公告第 5 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により平成 2 4 年 8 月 3 1 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により水俣市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 2 5 年 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス津奈木店
水俣市小津奈木町字大丸472-1
- 2 水俣市の意見の概要
午前7時から午前8時まで及び午後4時半から午後6時半までの間に搬入を行う場合は、特に注意して実施すること。
騒音についての苦情がないように留意するとともに、万一苦情があった場合は、店舗が責任をもって対応すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県芦北地域振興局総務部総務振興課
平成25年2月1日から平成25年3月1日まで

熊本県公告第56号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行うので、同条第15項の規定により公告する。
平成25年2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 意見の聴取の期日
平成25年2月6日 午後2時
- 2 意見の聴取の場所
菊池市隈府865 菊池市中央公民館3階視聴覚室
- 3 許可しようとする建築物の建築の計画
菊池市長福村三男の申請に係る菊池市隈府791番の一部における工場（学校給食共同調理場）の新築

熊本県公告第57号

県営宇城東部2期地区（畝野換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成25年2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市上生字城233番6、同233番7及び同233番8
495.65平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市上生233番地5
安武 優

熊本県公告第59号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成25年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第1回分としての森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。
平成25年2月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（森林法第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度）

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 （ヘクタール）
白川・菊池川地域森林計画区及び緑川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	725.09
	菊池川土砂流出防備保安林	116.81
	菊池川干害防備保安林	7.02
	菊池川保健保安林	30.22
	阿蘇地区水源かん養保安林	652.79

	阿蘇地区土砂流出防備保安林	37.07
	阿蘇地区保健保安林	20.90
	小国地区水源かん養保安林	79.62
	小国地区土砂流出防備保安林	24.87
	大野川水源かん養保安林	72.87
	大野川土砂流出防備保安林	10.49
	緑川水源かん養保安林	769.68
	緑川土砂流出防備保安林	104.88
	緑川干害防備保安林	1.88
	五ヶ瀬川水源かん養保安林	25.13
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	7.60
	宇城地区水源かん養保安林	218.04
	宇城地区土砂流出防備保安林	14.24
球磨川地域森林計画区	氷川・五家荘地区水源かん養保安林	1,162.31
	氷川・五家荘地区土砂流出防備保安林	27.79
	氷川・五家荘地区保健保安林	3.44
	城南地区水源かん養保安林	438.90
	城南地区土砂流出防備保安林	104.51
	球磨地区水源かん養保安林	4,149.23
	球磨地区土砂流出防備保安林	543.69
	球磨地区落石防止保安林	0.28
	球磨地区防風保安林	0.80
	球磨地区保健保安林	59.30
天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	377.06
	天草地区土砂流出防備保安林	141.92
	天草地区保健保安林	62.10

熊本県公告第 60 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 25 年 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上 4652 番 85
 379.62 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 菊池郡菊陽町久保田 2902 番 1
 永井 伸幸

熊本県公告第 61 号

平成 25 年度治山・林道事業における測量、設計・解析等調査又は現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望者の技術的適性（技術者確保状況等）を把握するため、別表 1 又は別表 2 に定める技術者に該当する者を有し、治山・林道事業に係る測量、設計・解析等調査又は現場技術業務委託の指名を希望する者は、次により書類を提出されたい。

平成 25 年 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象者
 平成 25 年度熊本県競争入札参加資格を有する者（熊本県土木部監理課登録）又は同資格を有する見込みのある者であって、平成 24・25 年度治山・林道事業の業務委託に係る指名競争入札参加希望者調査において、該当する技術者を有することが確認済みの者（以下「確認者」という。）以外で指名を希望する者及び、確認者であって平成 25 年度に業務等の拡大を希望するもの。
- 2 提出方法
 持参又は郵送（簡易書留によること。）
- 3 提出期限

平成 2 5 年 2 月 2 8 日（郵送の場合は、平成 2 5 年 2 月 2 8 日消印有効）

4 提出先

- (1) 持参の場合 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階農林水産部農村振興局技術管理課
- (2) 郵送の場合 〒8 6 2 - 8 5 7 0（県庁専用郵便番号）
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 農林水産部農村振興局技術管理課

5 提出書類及び部数

	提出書類等	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務委託に係る指名競争入札参加希望調査申請書（別記第 1 号様式）	1 部
2	技術者経歴書（別記第 2 ～ 4 号様式）	1 部
3	測量・設計等実績調書（別記第 5 号様式）	1 部
4	資格の登録を証する書面の写し	1 部
5	切手を貼付した返信用封筒	1 部

6 結果通知

平成 2 5 年 3 月 3 1 日までに文書で通知する予定

7 問合せ先

熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 4 6 7

8 その他

様式等については、県庁ホームページから入手できる。

別表 1 技術者該当区分（治山事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 4 9 条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上あるもの
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上あるもの

(2) 設計・解析等調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 5 年以上ある者で、次の各号

	<p>のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上あるもの</p> <p>(2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上あるもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上あるもの</p> <p>(4) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 32 年以上あるもの</p>
主任技師	<p>設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 2 年以上である者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの</p> <p>(2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの</p> <p>(3) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上あるもの</p> <p>(4) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上あるもの</p> <p>(5) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上あるもの</p>
技師 A	<p>設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの</p> <p>(2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 13 年以上あるもの</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 17 年以上あるもの</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 20 年以上あるもの</p>

(3) 現場技術業務委託

技術者の名称	技 術 経 歴
--------	---------

<p>管理技術者</p>	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの</p> <p>(2) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 3 年以上あるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 7 年以上あるもの</p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 0 年以上あるもの</p> <p>ただし、上記 2 の（1）～（5）において森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門に従事した期間が 4 年以上あるもの</p>
<p>現場技術員</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 1 年以上あるもの</p> <p>ただし、上記の（1）～（4）において、森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門に従事した期間が 4 年以上あるもの</p>

別表 2 技術者該当区分（林道事業関係）
 (1) 測量業務

<p>技術者の名称</p>	<p>技 術 経 歴</p>
<p>測量主任技師</p>	<p>測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 4 9 条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上ある者</p>
<p>測量技師</p>	<p>測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上ある者</p>

(2) 設 計 ・ 解 析 等 調 査 業 務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算 5 年以上ある者で、次の各号の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 1 2 年以上あるもの (2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 1 2 年以上あるもの (3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上あるもの (4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上あるもの (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 3 2 年以上あるもの
主任技師	設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算 2 年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの (2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの (3) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 8 年以上あるもの (4) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上あるもの (5) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上あるもの
技師 A	設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの (2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの (3) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 3 年以上あるもの (4) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した

	期間が 17 年以上あるもの (5) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した 期間が 20 年以上あるもの
(3) 現場技術業務委託	
技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、 かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のい ずれかに該当するもの (1) 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、 その後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの (2) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者であって、森林 土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの (3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に 規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又 は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であっ て、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 13 年以上ある もの (4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校 令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農 業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」と いう。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 17 年以上あるもの (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定す る中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者 のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有し ていると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、 卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。） 後森林土木部門の職務に従事した期間が 20 年以上あるもの
現場技術員	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務 に従事した期間が 4 年以上あるもの (2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間 が 5 年以上あるもの (3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した 期間が 8 年以上あるもの (4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した 期間が 11 年以上あるもの

熊本県公告第 6 2 号

県有財産を次のとおり売却する。
平成 25 年 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の表示

- (1) 所在地 荒尾市増永字堀後 7 5 6 番
- (2) 物件の概要
 - ア 土地 地目 宅地
地積 8 6 0 . 3 5 平方メートル（公簿・実測）
 - イ 建物
共同住宅
構造 木造瓦葺 2 階建

床面積 415.88平方メートル
建築年月日 平成7年2月4日

ウ 工作物

(ア) 駐輪場 (1棟)

構造 鋼製

築造年月日 平成7年2月4日

(イ) プロパン庫 (1棟)

構造 コンクリート造

築造年月日 平成7年2月4日

(ウ) フェンス

構造 鋼製メッシュ

延長 83メートル

築造年月日 平成7年2月4日

(3) 最低売却価格 16,870,000円 (うち建物の取引に係る消費税及び地方消費税相当額170,000円を含む。)

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者

3 入札参加要領・契約条項を示す場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課

4 入札期日及び場所

平成25年3月15日(金) 午前11時
玉名市岩崎1004-1 熊本県玉名総合庁舎2階 東会議室

5 開札期日 入札終了後即時

6 現地建物開放日

平成25年2月15日(金) 午後2時から午後3時まで

7 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送による。
- (2) 提出期限 平成25年3月4日(月) 午後5時(郵送の場合は提出期限までに必着)
- (3) 提出先 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

9 契約締結期限

平成25年3月27日(水) 午後5時

10 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

11 その他

- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
- (2) 契約締結場所 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (4) 問合せ先 熊本県総務部総務税務局管財課(電話096-333-2122)

登載依頼

熊本県社会福祉審議会公告第3号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。
平成25年2月1日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会会長 小川全夫

- 1 開催日時
平成25年2月7日（木） 午後1時15分から午後3時15分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺1丁目33-18
水前寺共済会館 1階 芙蓉
- 3 議題（予定）
 - (1) 「長寿・安心・くまもとプラン」（第5期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）の取組み状況等について
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後0時45分から午後1時15分まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課総務企画班）（電話：096-333-2215）

天草不知火海区漁業調整委員会指示第150号

マダイ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年2月1日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

- 1 指示の内容
宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、全長15センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成25年2月1日から平成27年1月31日までとする。

熊本県立美術館協議会公告第1号

熊本県立美術館協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年2月1日

熊本県立美術館協議会

- 1 日時
平成25年2月7日（木）
午後2時から4時まで
- 2 場所
熊本市中央区二の丸2番
熊本県立美術館本館 事務棟2階会議室
- 3 議事内容
 - (1) 平成24年度事業報告について
 - (2) 平成25年度事業計画について
 - (3) 分館の指定管理者運営について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区二の丸2番
熊本県立美術館協議会事務局
（電話096-352-2111）